

「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展に係る業務委託仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称 「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展に係る業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）
- (3) 業務目的

瀬戸内4県都市長会事業実行委員会（以下「委員会」という。）は、「瀬戸内海」という共通の資源を持つ4市（高松市、岡山市、広島市、松山市）が連携して共通課題に取り組み、お互いの特性をいかした戦略的な観光プロモーションを行っている。

令和7年度には大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025の開催を契機に多くの外国人観光客が来日することが予想され、旅行機運も高まるものと考えられる。この機を逃さず、当該イベント終了後の継続した旅行客の獲得につなげるためにも、旅行プランを検討する旅行会社へのPR、新たな旅先を検討する旅行への関心が高い層へのPRが必要になってくる。

「ツーリズムEXPOジャパン2025」（主催：（公社）日本観光振興協会、（一社）日本旅行業協会及び日本政府観光局）において、本実行委員会で商談会の実施並びに展示会ブースへ出展し、瀬戸内4市の観光素材等の魅力を旅行会社や旅行に対する関心が高い層に直接発信することにより、4市への観光誘客を図る。

(4) 業務内容

ア 「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展概要

① 開催概要

「旅の未来を創造する」総合観光イベントとして、観光業界はもとより、様々な業界の関係者が「観光・ツーリズム」を軸に集結し、海外・国内・訪日の観光振興、地域活性化を目指すとともに参画事業者各々が未来に向けて発展成長していくための展示会。同時に消費者向けのプロモーション、ダイレクトマーケティングのための機会を提供する。

② 会期

令和7年9月25日（木）～28日（日）

③ 場所

愛知国際展示場：愛知県常滑市セントレア5丁目10番1号
(A i c h i S k y E x p o)

④ 主催

(公社) 日本観光振興協会
(一社) 日本旅行業協会 (JATA)
日本政府観光局 (JNTO)

⑤ 出展内容

上記イベントにてブースを出展し、商談及び観光PRを行う。

※業界日（商談会）：令和7年9月25日（木）～26日（金）

※一般日（展示会）：令和7年9月27日（土）～28日（日）

イ 企画デザインの提案

商談会及び展示会出展ブースの装飾面積を考慮し、以下の内容を踏まえて提案すること。

① 商談会及び展示会について

- ・2小間で提案すること。（1小間3m×3mで積算し、基礎小間渡し装飾方式とする。）

ブースの形状については別紙のとおり。)

- ・開口部及びブース位置については令和7年6月下旬でなければ確定しないため、装飾等の修正には柔軟に対応すること。

- ・来場者が楽しむことのできるイベントを提案すること。

- ・本実行委員会の過去の成果物を装飾又はイベントに組み込むこと。

- ・高さ等の空間を有効に活用し、インパクトがあり、ブース来場者を惹きつける装飾を提案すること。その際、滞在性の高いレイアウトとし、ブース来場者の動線が円滑になるよう工夫すること。

- ・出展ブースについては、高松市、岡山市、広島市、松山市の合同出展を予定しており、装飾やブース来場者が楽しめるイベントは当該4市のコンテンツ等をコンセプトとすること。

- ・4市の観光コンテンツをいかしたノベルティを作成すること。

② 商談会について

- ・業界日（商談会）には、各ブースにおいて商談が予定されており、ブース内に設置する商談用スペース（4人掛け）を1セット以上提案すること。

ウ ブース設営・撤去・備品等の搬入出について

① 設営・搬入日：令和7年9月23日（火）～24日（水）

撤去・搬出日：令和7年9月28日（日）

※搬入出日時についてはツーリズムEXPOジャパン推進室の指示に従うこと。

※万が一、ツーリズムEXPOジャパン推進室が指定する会場使用時間を超えた場合に発生する時間外使用料については受注者が負担すること。

② ブース設営について

- ・電気設備については無料電源供給100V500Wの2口コンセントが提供されるため、使用する電気量に応じて工事を行い、必要個数のコンセントを設置すること。なお電気工事については委託料に含め、追加電気工事にて発生する電気代については1kW当たりの単価を使用予定数に乗じた金額を予備費として見積金額に加えること。

- ・本実行委員会の過去の成果物である観光PR動画などを放映する映像放映設備（モニター、再生機器など）を1セット以上提案すること。

- ・ブースの装飾に合わせた照明設備を設けること。

- ・物品保管等についてはレンタルルーム（3m×3m×2.7m（高さ））を使用し、ブースについてはできる限り装飾等に活用すること。

- ・設営に必要な観光素材等については受注者で手配すること。

- ・最終的なブースレイアウトは、本実行委員会と協議の上、決定すること。

エ 業務報告

① 提出物 事業実施報告書（概要版）（パワーポイント、スライド比率4：3）

※概要版は、令和7年開催予定の「瀬戸内4県都市長会議」において、会議資料として使用を想定しており、スクリーンにも投影が想定されることから、適したデザイン、レイアウト、フォントサイズとすること。の、スライドは概ね4枚程度を想定しているが、詳細については受注者と協議すること。

提出先 瀬戸内4県都市長会議事業実行委員会事務局（高松市観光交流課内）

提出期限 令和7年10月2日（木）

- ② 提出物 事業実施報告書（正式版）（パワーポイントまたはPDF）
事業実施報告書（正式版）（A4判）1部
提出先 瀬戸内4県都市長会事業実行委員会事務局（高松市観光交流課内）
提出期限 令和7年10月31日（金）

オ その他

- ・ブース及びレンタルルームの申込は本実行委員会で行い、出展料は受注者がツーリズムEXPOジャパン推進室の支払い期限までに支払うこと。そのため、見積金額にはブース代及びレンタルルーム代を記載すること。

※基礎小間（1小間） 551,100円（税込）

レンタルルーム 121,000円（税込）

- ・主催者に対する出展内容（施工図面、電気配線等）の報告、許可申請、各種支払い等の手続を不足なく行うこと。

2 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

（1）業務委託着手届 （2）工程表 （3）業務委託完了届 （4）請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

3 打合せ

受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

なお、進捗状況の報告等を行うための打合せは、委託期間内に3回以上行うものとし、打合せ等に係る議事録は、必ず作成するものとする。作成した資料については各市（高松市、岡山市、広島市、松山市）担当者にも随時連絡すること。

4 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

5 責任者の配置

受注者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

6 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

7 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定める。

8 その他注意事項

- (1) 本業務において、受注者が制作し、発注者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、発注者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作人格権（著作権法第59条）を行使しないこと。
- (3) 掲載する写真、文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならぬよう格段の配慮をすること。
- (4) 受注者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (5) 発注者が貸与した資料等は、業務完了後速やかに返還し、個人情報の保護義務を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び詳細については、発注者と協議の上、適切に対応すること。
- (7) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。

なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ 上記に定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(8) 特記事項

当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む）は、受注者の負担とする。